

(別紙1)

疑義照会（回答）票

照会日 21年 7月22日
事務局名 長崎社会保険事務局
照会責任者 運営課長 荒木 信雄
照会担当者 保険料特別徴収専門官 小玉 克幸
連絡先 [REDACTED]

(案件)

(コード番号) 090723-210	定年後再雇用の賞与の保険料について
-----------------------	-------------------

(内容)

定年退職後再雇用され、同日の資格喪失・再資格取得とされた場合において下記の事例において賞与の保険料が賦課されるか否かについて、事業所より法令等に基づく見解を求められております。

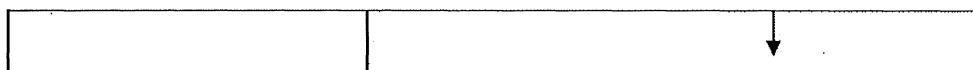
6月30日定年退職

7月1日再雇用

7月8日賞与支給

喪失・再取得 (7.1)

賞与支給 (7.8)



※被保険者期間は、前月から引き続いている。

定年後再雇用による喪失・取得のみなし措置であっても喪失であることに変わりなく、喪失月に支払われた賞与であるので、保険料を賦課しないといった意見もあり、また、本庁に対する疑義照会要領の実施以前に類似のケースで照会した経過もありますが、再確認と明確な見解のご教示をお願いしたく照会いたします。

(事務局の見解(回答案))

賞与の保険料については、支給日が被保険者期間であるかを要件とし賦課されるものであり、毎月の保険料と同様に扱われ、被保険者期間であれば保険料は賦課されると思われます。

よって、今回のケースは、被保険者期間中に支払われた賞与であり、保険料を賦課することとなります。(関係条文 厚生年金保険法 第19条、第81条、健康保険法 第156条)

(回答)

嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについては、「『嘱託として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについて（通知）』の一部改正について」（平成8年4月8日付け保文発第269号・庁文発第1431号 厚生省保険局保険課長・社会保険庁運営部保険指導課長・年金指導課長通知）において、被保険者の資格喪失に係る健康保険法及び厚生年金保険法の解釈として、「一定の事業所に使用される者が事業主との間に事実上の使用関係が消滅したと認められる場合に、その被保険者の資格を喪失する」とされており、これにより、同一の事業所においては雇用契約上一旦退職した者が一日の空白もなく引き続き再雇用された場合は、退職金の支払いの有無又は身分関係若しくは職務内容の変更の有無にかかわらず、その者の事実上の使用関係は中断することなく存続しているものであるから、被保険者の資格も継続するものとされている。

一方、同通知においては、特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であって、停年による退職後継続して再雇用される者については、使用関係が一旦中断したものと見なし、事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる取扱いとして差し支えない旨ただし書きされている。

このように、当該通知の趣旨を鑑みると、停年による退職後に継続して再雇用された者を「見なし」により被保険者資格の得喪により取扱うことについては、特別支給の老齢厚生年金の受給権者である者に限定される措置であり、事実上の使用関係が消滅したとは認められないことから、お尋ねの事例において、再雇用後に支給された賞与については、当然に保険料が賦課されるべきものと解される。

※ コード番号は、回答管理責任者が記入します。

マニュアル掲載
要 · <input type="checkbox"/> 否
周知徹底
要 · <input type="checkbox"/> 否

回答日 21年10月23日
回答管理責任者（課長補佐）矢口明
回答担当者（主査）目黒俊一

当初から四箇月を超えて使用されない酒造従業員に係る健康保険法第六十九条の七被保険者の適用除外については、昭和三十四年七月七日保発第五八号通知及び昭和三十五年八月十八日保発第五九号通知により示したところであるが、今後ともその趣旨を十分に踏まえ、季節的業務である清酒の醸造に従事する酒造従業員の就労形態等も変化していることから、その雇用契約期間等を十分に確認するなど、その就労形態に即した適正な承認を行うこと。

○「嘱託」として再雇用された者の被保険者資格の取扱いについて（通知）の一部改正について

平成八年四月八日保文発第二六九号・府文発第一四三一號
厚生省保険局保険課長・社会保険庁運営部保険指導課長
年金指導課長から、都道府県民生主管部（局）保険主管課
長あて通知

なお、この取扱いについては、事業主等への周知期間等を考慮し、平成八年六月一日から実施することとする。
おつて、貴管下健康保険組合に対する周知指導方につき特段の配慮を願いたい。

健康保険法及び厚生年金保険法においては、一定の事業所に使用される者が事業主との間に事實上の使用関係が消滅したと認められる場合に、その被保険者の資格を喪失するものと解されている。

したがって、同一の事業所においては雇用契約上一旦退職した者が一日の空白もなく引き続き再雇用された場合は、退職金の支払いの有無又は身分關係若しくは職務内容の変更の有無にかかわらず、その者の事實上の使用関係は中断することなく存続しているものであるから、被保険者の資格も継続するものである。

ただし、特別支給の老齢厚生年金の受給権者である被保険者であつて、停年による退職後継続して再雇用される者については、使用関係が一旦中断したものと見なし、事業主から被保険者資格喪失届及び被保険者資格取得届を提出させる取扱いとして差し支えないこと。

なお、この場合においては、被保険者資格取得届に停年による退職であることを明らかにできる書類（就業規則の写し、退職辞令の写し、事業主の証明等）を添付せること。

標記については、昭和五十四年十一月十九日府文発第三〇八一号通知により取り扱つてきたところであるが、先般公布された国民年金法等の一部を改正する法律（平成六年十一月九日法律第九十五号）によつて六十五歳未満の被保険者に支給する老齢厚生年金（在職老齢年金）と標準報酬月額の合計額に応じて支給停止される仕組みに改めしたことや高齢者の継続雇用をさらに支援していく観点等から、この取扱いを下記のとおり改めることとしたので遺憾のないよう取り計らわれたい。